

江蘇省知的財産権登録出願および権利維持のガイドライン

(2021版)

一、説明

江蘇省における権利所有者による特許、商標などの知的財産権の登録出願と権利維持に利便性を図るために、中華人民共和国の関連法律法規に基づき、このガイドラインを制定する。このガイドラインでいう知的財産権とは主に中国大陸で法律上保護される特許権、商標権、集積回路のレイアウト設計の排他的権利及び著作権などをいう。それら以外の知的財産権、例えば植物新品種、商業秘密などについては、このガイドラインに記載されておらず、企業はそういうニーズがある場合に、関連機関に問い合わせることができる。

二、特許

(一) 出願の種類

特許出願は、発明、実用新案、意匠の3種類に分けられる。製品、方法、またはその改良について提案された新しい技術案について、特許を出願することができる。製品の形状、構造、またはその結合について提案された実用的な新しい技術案について、実用新案を出願することができる。製品の全体的或いは部分的の形状、図案、またはその結合及び色と形状、図案の結合について提案された美感に富み、工業応用に適した新しい設計について、意匠を出願することができる。

(二) 出願の流れ

1. 出願書類を準備する

発明を出願する場合は、その出願書類が特許願、特許請求の範囲、明細書(必要な場合は明細書の図面を提出するものとする)を含む。

実用新案を出願する場合は、その出願書類が特許願、特許請求の範囲、明細書、明細書の図面を含む。

意匠を出願する場合は、その出願書類が特許願、当該意匠の画像または写真及

び当該意匠の簡単な説明を含む。色の保護を要求する場合は、カラー画像または写真を提出するものとする。

特許代理機構に出願の代行を依頼する場合は、さらに『特許代理依頼書』を1部提出するものとする。

2. 出願書類を提出する

特許出願書類は、紙または電子形式で提出することができる。特許出願書類は、国家知的財産権局特許局の受理処（以下、国家局受理処という）、または国家知的財産権局特許局が設立した特許代弁処（以下、代弁処という）に提出することができる。現在、国家知的財産権局特許局は、江蘇省に国家知的財産権局特許局南京代弁処と国家知的財産権局特許局南京代弁処蘇州分理処を設置している。特許の電子出願については、中国特許電子出願網（<http://cponline.cnipa.gov.cn>）にアクセスし、自己登録とログイン後に使用できる。

3. 受理通知を待つ

国家局の受理処または代弁処が特許出願を受けた後、受理条件に該当する出願について、出願日を確定し、出願番号を付与し、受理通知を発行する。電子出願は通常提出後24時間以内に受理通知を発行し、紙出願は4平日以内に受理通知を発行する。期限を過ぎても通知書を受け取っていない場合は、出願者が直ちに問い合わせるものとする。

（三）特許出願日の確定

特許出願は先願原則を採用し、出願日の先後が特許権を確定する法的根拠となる。電子媒体で特許出願書類を提出する場合は、提出日を出願日とする。紙媒体で直接的に出願書類を提出する場合は、国家局の受理処または代弁処が出願書類を受け取った日を出願日とする。出願書類が郵便局を通じて郵送された場合は、郵送の消印日を出願日とする。出願書類がその他のルートで郵送された場合は、国家局の受理処または代弁処が書類を受け取った日を出願日とする。

（四）特許権の期限

発明権の保護期間は20年、実用新案権の保護期間は10年、意匠権の保護期間は15年であり、いずれも出願日より起算する。

（五）特許権の譲渡

特許権は譲渡できる。特許権を譲渡する場合は、当事者双方が書面による契約を締結し、国家局受理処に『著録項目変更届出書』を提出して登録を行い、登録部門によってその審査が行われ、合格後に公告されるものとする。特許権の譲渡は登録日より発効する。

（六）特許権の終了

特許権の終了は正常終了と非正常終了に分けられる。正常終了とは、特許権が保護期限満了により終了することをいう。非正常終了とは、特許権が保護期間内にあるが、法定事由の発生により特許権が早期に終了することをいう。特許権の非正常終了を引き起こす理由として、通常、規定に従って年間特許料を納めていないこと、特許権者が書面にてその特許権を放棄することなどがある。

三、商 標

（一）登録の種類

現在の商品とサービスの分類は基本的に2017年1月1日から始まった第十一版の二ス分類の体系や内容、規則に準じ、また中国の商品サービスの実際の状況によって、中国の特色を持つ商品とサービス項目の名称を一部追加したものである。（受け入れ可能な商品とサービス項目の名称は既に中国商標網「<http://sbj.cnipa.gov.cn/>」の商標検索欄と商標ネットサービスシステムに開示されており、出願者はオンラインで検索と記入ができる。）

（二）登録の流れ

1. 検索する

出願者は国家知的財産権局商標局（以下、国家局商標局という）の公式サイト（アドレスは前述した「中国商標網」と同じ）の「商標オンライン検索」欄で同じまたは似た商標が先行登録されているかどうかを検索することができる。

2. 出願書類を準備する

商標登録を出願するには、営業許可書（副本）のコピー、登録する商標の電子画像及びその他の関連証明書の原本とそのスキャンなどを準備する必要がある。

3.登録業務を行う

出願者が商標業務を行うには、三つの方法がある。一つ目は、国家局商標局の公式サイト「商標オンライン出願」欄を通じてアカウントを新規作成し、商標ネットサービスシステムを通じて直接的に各商標業務について出願することである。二つ目は、関連資料を持って国家局商標局の商標受付窓口で手続きを行うことであり、地方の商標受付窓口は出願者にパソコンを提供し、出願者に自ら記入するよう指導することができる。三つ目は、委託代理機構を選択して出願することであり、代理機構は出願者が用意した商標名またはグラフィックス、コンビネーション商標を検索および判断し、商品サービスカテゴリーの選定について専門的な意見やアドバイスを提供する。

4.納付書を受け取り、納付をする

出願者が商標登録を出願した後、国家局商標局は審査を行い、形式の要求に合致した場合に、電子版の納付通知をユーザーが記入した電子メールアドレスを通じて直接的に出願者のメールボックスに送付し、同時にその記入した携帯番号を通じて出願者にメッセージを送る。出願者は国家局商標局の公式サイトで簡易ユーザーを登録してログインし、自らオンラインで納付し、または出願した商標受付窓口まで行って納付することができる。

5.受理通知を待つ

出願者が受理された商標登録の費用を期限通りに納付した後、国家局商標局は、電子版の受理通知をユーザーが記入した電子メールアドレスを通じて直接的に出願者のメールボックスに送付し、同時にその記入した携帯番号を通じて出願者にメッセージを送る。

(三) 商標出願日の確定

商標登録は先願原則を採用し、出願日の先後が商標権を確定する法的根拠となり、商標登録の出願日は国家局商標局が商標登録出願を受け取った日を基準とする。

(四) 商標権の期限

登録商標の有効期間は10年であり、登録承認日より起算する。登録商標は有効期間が満了した後、更新することができる。継続して使用する場合は、有効期限が切れる前の12か月以内に更新登録を申請すべきである。この期間中に申請できなかった場

合は、6か月の猶予期間が与えられる。毎回更新登録の有効期間は10年であり、その商標の前の有効期間の満了の翌日より起算する。有効期間満了後も更新手続きが完了していない場合、登録商標は取り消される。

（五）商標権の譲渡

登録商標は譲渡できる。譲渡人と譲受人は譲渡契約を締結し、且つ共同で国家局商標局に出願するものとする。譲渡された登録商標は承認された後、公告される。譲受人は公告の日から商標専用権を有する。

（六）商標権の終了

商標権の終了は抹消終了と取消終了に分けられる。抹消終了とは、登録商標の所有者が自動的に登録商標の使用を放棄することによって抹消されること、または満了後に登録商標の継続使用を要求しないことによって抹消されることをいう。取消終了とは、登録商標の所有者が商標法の関連規定に違反したことにより行政処理を受け、商標権が強制的に終了されることをいう。

四、集積回路のレイアウト設計の排他的権利

（一）登録範囲

集積回路レイアウト設計（以下、レイアウト設計という）とは、集積回路の少なくとも1つが能動部品である2つ以上の素子および一部分または全部の相互接続線の三次元構成、或いは集積回路の製造のために準備された上記の三次元構成のことをいう。

（二）登録の流れ

1. 書類を準備する

レイアウト設計登録出願の準備資料は、レイアウト設計登録願、図面、図面カタログを含む。

出願日より前にレイアウト設計が既に商用利用されている場合は、登録出願の際は4つのサンプルを提出するものとする。

出願者が代理機構に依頼する場合は、さらにレイアウト設計登録代行依頼書を提出するものとする。

2. 出願書類を提出する

レイアウト設計登録の出願書類は、紙または電子形式で提出することができる。出願書類は、国家知的財産権局の受理処、またはレイアウト設計受付業務に対応している代弁処に提出することができる。現在、国家知的財産権局特許局南京代弁処と国家知的財産権局特許局南京代弁処蘇州分理処のいずれもこの受付業務に対応している。レイアウト設計登録の電子出願は、集積回路のレイアウト設計の電子出願プラットフォーム (<http://vlsi.cnipa.gov.cn/>) にアクセスし、自己登録とログイン後に使用できる（中国特許電子出願網の登録ユーザーは、ログインして直接使用することができる）。

3. 受理通知を待つ

出願者が提出した出願書類は、国家知的財産権局の審査後に、受理条件に該当し、形式の欠陥が見つからない場合、審査員は受理通知と納付通知を発行する。出願書類が受理条件を満たしているが形式の欠陥がある場合、審査員は、受理通知と補正通知を発行する。出願者は補正通知の要件に従い、指定された期限内に補正資料を提出するものとする。すべての欠陥が補正によって修正された場合、審査員は納付通知を発行する。受理条件に該当しない場合、不受理通知を発行する。

（三）出願日の確定

電子媒体で出願書類を提出する場合は、提出日を出願日とする。紙媒体で直接的に出願書類を提出する場合は、国家局の受理処または代弁処が出願書類を受け取った日を出願日とする。出願書類が郵便局を通じて郵送された場合は、郵送の消印日を出願日とする。出願書類がその他のルートで郵送された場合は、国家局の受理処または代弁処が書類を受け取った日を出願日とする。

（四）レイアウト設計の排他的権利の期限

レイアウト設計の排他的権利の期限は10年であり、レイアウト設計登録の出願日または世界のいずれの場所で初めて実用化された日から起算し、そのうちのより古い日付を基準とする。ただし、レイアウト設計は登録や実用化のいかんによらず、創作が完了した日より15年後、保護されなくなる。

（五）レイアウト設計の排他的権利の譲渡

レイアウト設計の権利所有者はその排他的権利を譲渡することができる。当事者が書面による契約を締結し、国家知的財産権局受理処に著録項目変更届出書を提出

して登録を行い、国家知的財産権局によって公告されるものとする。レイアウト設計の権利所有者の譲渡は登録日より発効する。

(六) レイアウト設計の排他的権利の終了

レイアウト設計の排他的権利の終了は正常終了と非正常終了に分けられる。正常終了とは、レイアウト設計の排他的権利が保護期限満了により終了することをいう。非正常終了とは、レイアウト設計の排他的権利が保護期間内にあるが、レイアウト設計の権利所有者が書面にてその排他的権利を放棄することをいう。

五、著作権

(一) 登録範囲

著作権の登録範囲は文字作品、口述作品、音楽、演劇、曲芸、ダンス、雑技芸術作品、美術、建築、撮影作品、視聴作品、工程設計図、製品設計図、地図、イメージ図などの図形作品と模型作品、コンピューターソフトウェア、作品の特徴に相応しいその他の知力による成果を含む。

(二) 登録の流れ

1. 書類を準備する

作品の著作権登録を出願するために準備する資料は、出願者の身分証明書（個人には身分証明書の表と裏と本人が身分証明書を持っている写真、企業には対応する証明書のコピーに企業の朱印が押されているものが必要である）、所有権の帰属を証明する書類、作品のサンプル（電子媒体の作品サンプルを提出する）を含む。

2. 登録出願をする

作品の著作権登録はオンラインで行い、江蘇新聞出版局（省著作権局）のポータルサイト（<http://www.jssxwcbj.gov.cn>）にアクセスし、「便利サービス」、「オンライン申請」、「江蘇省作品著作权登録システム」の順にクリックする。初回ログインには実名登録が必要であり、登録完了後はシステムにログインし、プロンプトに従ってオンラインで記入する。

3. 登録の審査を行う

登録機関は、作品の登録出願資料を受け取った後、規定に従って審査を行い、身

分の審査期間を7平日、資料の審査期間を30平日とし、審査期間は登録機関が出願者の提出した完全で合格の出願登録資料を受け取った日より起算する。審査結果はメール、メッセージを通じて告知する。

4. 証明書と公告を発行する

審査によって規定に合うものに対して、作品著作权登録システムを通して電子登録証明書を発行し、出願者は自ら印刷または公紙証明書の申請を行うことができる。電子証明書と公紙証明書の法的効力は同じである。

(三) 登録情報の変更

作品名、作品のカテゴリ、著作権所有者の氏名などを含めて、作品の著作権登録情報の一部を変更することができる。

(四) 作品登録証書の取消

作品登録における以下の状況が発生する場合、登録機関によってその登録証書を取り消す。

1. 登録後、『作品自主登録試行方法』の第五条が規定した状況がある場合。
2. 登録後、事実と合わないと認められた場合。
3. 出願者がその作品登記の取消を申請した場合。
4. 登録後、登録が重複していると認められた場合。

(五) 作品登録ファイル検索

作品の登録が完了した後、出願者は著作権保護、著作権取引、訴訟、会社上場等により登録ファイルについて検索が必要な場合は、作品著作权登録システムにログインしてファイル検索申請を提出することができる。

六、知的財産権の侵害を受けた場合、どのように権利を維持するか？

相手方が自分の知的財産権の合法的権益を侵害した疑いがあると発見された場合、以下のステップによって権利を維持することができる。

(一) 権利維持チームを作る

当該知的財産権に詳しい技術者や創作者および知的財産権の法律に精通する専門家などを選択して権利維持チームを作る。

（二）証拠を収集する

1. 当社主体の資格証明書。
2. 当社が知的財産権を所有する証明。
3. 相手方が侵害を行った証拠。
4. 相手方の侵害行為によって企業が損失を被った証拠。

（三）分析・評価を展開する

1. 特許権が侵害を受けた場合、権利の安定性を分析・評価する。
2. 収集した証拠資料に基づき、相手方が侵害を構成する可能性を分析・評価する。

この過程において、企業は江蘇省内の知的財産権維持支援機構に出願し、当該センターによって相手方が権利侵害を構成する可能性について企業にアドバイスを提供することができる。

（四）権利維持ルートを選択する

1. 協議の上解決すること。相手方に弁護士への手紙を送付し、当社の所有する知的財産権を明確に告知し、相手方の権利侵害行為を指摘し、その解決方法を提出することができる。協議の上意見が一致した場合、書面による協議を締結することができる。

2. 第三者機関によって調停すること。江蘇省知的財産権紛争人民調停委員会、江蘇著作権調停センター、江蘇（南京）知的財産権仲裁調停センターなどの第三者調停機構に調停を要請し、その調停を通じて双方が自ら協議した上で、調停合意を締結することができる。

3. 仲裁を要請すること。相手方と意思疎通を行って仲裁合意を締結し、その仲裁合意に基づいて仲裁機構に仲裁を要請する。

4. 行政クレームをすること。管轄権のある知的財産権行政管理部门に取扱を要請することができる。

5. 司法訴訟をすること。管轄権のある人民法院に訴訟を提起することができる。人民法院は、一方の当事者の行為または他の理由により、判決の執行が困難になったり当事者に他の損害を及ぼしたりする案件に対して、相手の当事者の申請に基づき、その財産の保護を裁定し、特定の行為の実行または禁止を命じることができる。当事者が申請

を提出しない場合、人民法院は必要に応じて保全措置の採用を裁定することもできる。人民法院は保全措置を講じることにより、申請者に保証の提供を命じることができ、申請者が保証を提供しなかった場合、申請の却下を裁定する。人民法院は申請を受理した後、緊急の場合は、48時間以内に裁定を下すべきである。保全措置を講じることを裁定した場合は、直ちに執行を開始すべきである。

七、知的財産権の侵害が訴えられた場合、どのように権利を維持するか？

他人の知的財産権の侵害が訴えられた場合、以下のステップで権利を維持することができる。

（一）対応チームを作る

権力侵害と訴えられた製品、作品（製品）または技術に精通した研究開発者や創作者および知的財産権の法律に精通した専門家などを選択して対応チームを作る。

（二）応訴の証拠を準備する

1. 企業が知的財産権を所有する証拠。
2. 企業の訴えられた製品または技術の合法的な出所の証拠。
3. 企業の訴えられた製品または技術が権利を侵害していない証拠。
4. 相手方の権利の安定性を影響する証拠。
5. 上記以外の権利侵害を構成しない証拠。

（三）分析・評価を展開する

1. 相手方が知的財産権を主張する資格を持っているかどうかを調べる。
2. 相手方の知的財産権の法律状態及び権利内容を調べる。
3. 特許権に関わる場合、収集した証拠資料に基づいて相手方の権利の安定性を評価する。
4. 訴えられた製品、作品（製品）または技術を相手方の権利内容と比較・分析する。
5. 法律及び技術の面から権利を侵害したかどうかを総合的に判断する。

この過程において、企業は江蘇省内の知的財産権維持支援機構に出願し、関連の援助とサービスの提供を要請することができる。

(四) 紛争に積極的に取り組む

1. 相手方から弁護士への手紙を受けた場合は、積極的に関連問題について相手方と意思疎通を行い、協議の上解決を図る。

2. 自ら協議して紛争を解決できなかった場合は、相手方と意思疎通を行い、江蘇省知的財産権紛争人民調停委員会、江蘇著作権調停センター、江蘇（南京）知的財産権仲裁調停センターなどの第三者調停機構に調停を要請することができる。

3. 自らの協議においても、第三者の仲裁においても紛争が解決できなかった場合は、自ら相手方と意思疎通を行って仲裁合意を締結し、その仲裁合意に基づいて仲裁機構に仲裁を要請することができる。

4. 相手方が知的財産権行政管理部門に要請し、または人民法院に訴訟を提起した場合は、積極的に応訴する。行政処理または司法判決に不服がある場合は、実際の状況に応じて行政訴訟または上訴を提起することができる。

八、知的財産権の所有権の紛争或いはその奨励や報酬の紛争に関わる場合、どのように権利を維持するか？

知的財産権の所有権の紛争または知的財産権の奨励や報酬の紛争に関わる場合、企業は江蘇省知的財産権紛争人民調停委員会、江蘇著作権調停センター、江蘇（南京）知的財産権仲裁調停センターなどの第三者の調停機構に調停を要請したり、管轄権のある知的財産権行政管理部門に調停を要請したり、解決できない場合に管轄権のある人民裁判所に訴訟を提起したりすることができ、また直接的に管轄権のある人民法院に訴訟を提起することもできる。

九、江蘇省知的財産権司法、行政と権利維持サービス資源

江蘇省行政区域内の管轄権のある法院、知的財産権行政管理部門、調停機構、仲裁機構、特許代弁処、地方商標受付窓口、知的財産権保護センター、知的財産権維持支援センター、迅速権利維持センターなどにおける資源は以下の通りである。

(詳細は添付書類を参照してください。ただし、添付書類に限らない。)

添付書類：

江蘇省知的財産権司法、行政および権利維持サービス資源一覧

1. 江蘇省の知的財産権案件に管轄権のある法院

番号	管轄区域における管轄権のある中級法院	管轄区域における管轄権のある基層法院	各立案法廷の問い合わせ電話番号
1	南京中院	玄武；建鄴；江寧；雨花台；江寧經濟開發区、江北新区(同時に鼓楼、六合を管轄)	12368
2	蘇州中院	虎丘、工業園区、昆山、太倉、常熟、吳江、張家港	12368
3	無錫中院	浜湖、新吳、江陰、宜興	12368
4	常州中院	新北、天寧、武進、鐘樓	12368
5	南通中院	通州(同時に啓東、海安、如皋を管轄)	12368
6	鎮江中院	經濟開發区、丹陽	12368
7	揚州中院	広陵、高郵、儀徵	12368
8	塩城中院	亭湖、大豊	12368
9	泰州中院	医薬高新区、靖江	12368
10	徐州中院	銅山区	12368
11	連雲港中院	なし	12368
12	淮安中院	なし	12368
13	宿遷中院	宿城区	12368

特許紛争案件は知的財産権法院、最高人民法院が確定した中級人民法院および基層人民法院によって管轄する。海事、海商案件は海事法院によって管轄する。情報ネットワークにおける侵害行為が実施された場所には、侵害の疑いがあったコンピュータなどの情報機器の所在地が含まれ、権利侵害の結果が発生した場所には、侵害を受けた者の居住地が含まれる。詳しくは電話で12368までお問い合わせください。

1. 江蘇省、区のある市の知的財産権局

番号	名称	住所	郵便番号	電話	ウェブサイト
1	江蘇省知的財産権局	南京市漢中門大街145号 江蘇省 政務サービスセンター二期6階	210036	025-83279963	http://jsip.jiangsu.gov.cn/
2	南京市市場監督管理局 (知的財産権局)	南京市珠江路696号 発展ビル	210018	025-84648980	http://amr.nanjing.gov.cn/
3	無錫市市場監督管理局 (知的財産権局)	無錫市永和路28号	214023	0510-81009071	http://scjgj.wuxi.gov.cn/
4	徐州市市場監督管理局 (知的財産権局)	徐州市云龍区新安路11号	221018	0516-83727616	http://scjgj.xz.gov.cn/
5	常州市市場監督管理局 (知的財産権局)	常州市新北区太湖東路105号	213000	0519-88588200	http://scjgj.changzhou.gov.cn/
6	蘇州市市場監督管理局 (知的財産権局)	蘇州市姑蘇区平滄路188号	215000	0512-69821466	http://scjgj.suzhou.gov.cn/
7	南通市市場監督管理局 (知的財産権局)	南通市崇川路106号	226000	0513-69818195	http://scjgj.nantong.gov.cn/
8	連雲港市市場監督管理局 (知的財産権局)	連雲港市高新区振華東路18号	222006	0518-85681686	http://scjgj.lyg.gov.cn/
9	淮安市市場監督管理局 (知的財産権局)	淮安市南昌北路502号	223001	0517-80877110	http://scjgj.huaian.gov.cn/
10	塩城市市場監督管理局 (知的財産権局)	塩城市解放南路138号	224005	0515-89029417	http://scjgj.yancheng.gov.cn/
11	揚州市市場監督管理局 (知的財産権局)	揚州市広陵区盐阜西路16号	225002	0514-87329740	http://scjgj.yangzhou.gov.cn/

番号	名称	住所	郵便番号	電話	ウェブサイト
12	鎮江市市場監督管理局 (知的財産権局)	鎮江市潤州区檀山路22号	212000	0511-85037932	http://scjgj.zhenjiang.gov.cn/
13	泰州市市場監督管理局 (知的財産権局)	泰州市海陵区海陵南路315号	225300	0523-86608818	http://scjgj.taizhou.gov.cn/
14	宿遷市市場監督管理局 (知的財産権局)	宿遷市洪沢湖路583号 (元質量監督局)	223800	0527-84359200	http://scjgj.suqian.gov.cn/

3. 江蘇省の知的財産権紛争調停機構

番号	調停機構名称	住所	電話	担当者
1	江蘇省知的財産権紛争人民調停委員会	江蘇省南京市建鄴区漢中門大街145号 省政府サ-ビスセンター二期6階	4008869661	蔣燕
2	江蘇 (南京) 知的財産権仲裁調停センター	江蘇省南京市建鄴区漢中門大街145号 省政府サ-ビスセンター二期2階	025-83236250	孫萌
3	無錫市知的財産権人民調停委員会	無錫市梁溪区永和路28号 無錫市知的財産権局1411	0510-81009032	劉華
4	常州市知的財産権紛争人民調停委員会	常州市科教城天潤科技ビルC座5階	0519-89857966	華文松
5	蘇州市知的財産権紛争人民調停委員会	蘇州市工業園区金鶏湖大道1355号 国際科技园3期8階	0512-88182710 18015815811	田野
6	淮安市知的財産権紛争人民調停委員会	淮安市南昌北路502号	13405502003	嚴樹青
7	揚州市知的財産権紛争人民調停委員会	揚州市塩阜西路18号	18005276680	陳菁逸
8	鎮江市知的財産権紛争人民調停委員会	鎮江市南徐大道62-2号 商務B座1021室	18261963156	彭紅紅
9	泰州市知的財産権紛争人民調停委員会	泰州市海陵区海陵南路315号 泰州市市場監督管理局3階本館316室	13815952968	周雯

4. 江蘇省の著作権紛争調停機構

番号	調停機構名称	住所	電話
1	江蘇著作権紛争調停センター	南京市秦淮区水西門大街2号3階 江蘇省著作権協会秘書処 南京市鼓楼区高雲嶺56号 別棟301室	025-87769375-8013 025-87769379、87769265

5. 江蘇省の仲裁機構

番号	名称	住所	電話
1	南京仲裁委員会	南京市鼓楼区広州路189号 民防ビル25階	025-84721682
2	無錫仲裁委員会	無錫市文華路199号 8階	0510-82730848
3	徐州仲裁委員会	徐州市泉山区西安南路122-2号 4階	0516-83734982
4	常州仲裁委員会	常州市天寧区労働中路218号	0519-81289667
5	蘇州仲裁委員会	蘇州市姑蘇区鳳凰街334号	0512-65229313
6	南通仲裁委員会	南通市崇文路2号 図書館総合サービスセンター12階	0513-59002752
7	連雲港仲裁委員会	連雲港市海州区蒼梧路36号 1号ビル3階	0518-85800356
8	淮安仲裁委員会	淮安市經濟技術開發区深圳路34号	0517-83320411
9	塩城仲裁委員会	塩城市亭湖区毓竜東路17号	0515-86663121
10	揚州仲裁委員会	揚州市広陵区江都路51号	0514-87158003
11	鎮江仲裁委員会	鎮江市正東路34号 8階	0511-84448955
12	泰州仲裁委員会	泰州市海陵区鼓楼南路368号 3階	0523-86397039
13	宿遷仲裁委員会	宿遷市洪沢湖路156号	0527-84358090

6. 国家知的財産権局江蘇總合業務受付窓口

番号	名称	住所	郵便番号	電話
1	国家知的財産権局特許局南京 代弁処	南京市漢中門大街145号 江蘇省政務サービスセンター二期二階D区	210036	025-83238202
2	国家知的財産権局特許局南京 代弁処蘇州分理処	江蘇省蘇州市干将東路178号 蘇州自主創新広場2号ビル302室	215000	0512-67061881

7. 国家知的財産権局商標業務地方受付窓口

番号	名称	住所	電話
1	南京商標受付窓口	南京市浦口区滨江大道292号 江北新区市民センター2階 民生保障サービスホ ールE3・E4・E5窓口	025-58195935
2	無錫商標受付窓口	無錫市梁溪区永和路28号 101室	0510-81001852
3	徐州商標受付窓口	徐州經濟技術開發区竜湖南路11号 科技金融広場別棟5階	0516-87787768
4	常州商標受付窓口	常州市天寧区錦綉路2号 常州市政務サービスセンター1-1号ビル3階A13・ A14窓口	0519-85588500
5	南通商標受付窓口	南通市濠東路15号	0513-85128021
6	連雲港商標受付窓口	連雲港市海州区郁洲南路2号 4階	0518-85825986
7	淮安商標受付窓口	淮安市清江浦区健康西路87号	0517-89730963
8	泰州商標受付窓口	泰州市海陵区海陵南路315号	0523-86882017
9	宿遷商標受付窓口	宿遷市宿城区洪沢湖路730号	0527-84359815

8. 国家級知的財産権保護センター

番号	名称	住所	郵便番号	電話
1	中国（南京）知的財産権保護センター	南京市江北新区揚子科創センター-B棟18階	211899	025-58188731
2	中国（常州）知的財産権保護センター	常州市武進区常武中路801号 創研港3号ビルD座1階	213100	0519-88010901
3	中国（蘇州）知的財産権保護センター	蘇州市蘇州工業園区金鷄湖大道1355号 国際科技园3期8階	215123	0512-88182712
4	中国（徐州）知的財産権保護センター	徐州經濟開発区金竜湖竜湖南路11号 政務サービスセンター-5階	221018	0516-87787286
5	中国（南通）知的財産権保護センター	南通市崇川路58号	226000	0513-85361606

知的財産権保護センターは主に所在する市の発明・実用新案の予備審査、権利維持援助を担当し、知的財産権保護のコラボレーションを促進し、特許ナビゲーション、知的財産権運用サービスを展開する。

9. 国家級知的財産権迅速権利維持センター

番号	名称	住所	郵便番号	電話
1	中国南通（家纺）知的財産権迅速権利維持センター	南通市通州区川姜鎮家纺城市管理委員会4階	226315	0513-80160636
2	中国鎮江丹陽（眼鏡）知的財産権迅速権利維持センター	鎮江市丹陽市雲陽鎮高新区科創園A4座	212324	0511-86560018

知的財産権迅速権利維持センターの責任は主に、県レベルの産業クラスターにおける製品の更新が速い、意匠権維持に強調が必要な分野を対象に、意匠の迅速な予備審査、迅速な権利確定、および迅速な権利維持を統合した知的財産公共福祉サービスを提供することである。

10. 知的財産権維持支援センター

番号	名称	住所	郵便番号	電話
1	中国（江蘇）知的財産権維持支援センター	南京市建鄴区漢中門大街145号 江蘇省政務サービスセンター二期2階	210036	4008869661
2	中国（蘇州）知的財産権維持支援センター	蘇州市蘇州工業園区金鷄湖大道1355号 国際科技园3期8階	215000	0512-88182710
3	中国（無錫）知的財産権維持支援センター	無錫市梁溪区永和路28号 市場監督管理局14階	214100	0510-81009032
4	中国（常州）知的財産権維持支援センター	常州市科教城天潤科技ビルC座5階	213000	0519-89857966
5	中国（泰州）知的財産権維持支援センター	泰州市海陵南路315号	225300	0523-86606279
6	中国（南通）知的財産権維持支援センター	南通市崇川区崇川路106号室1106室	226018	0513-69818199
7	中国（鎮江）知的財産権維持支援センター	江蘇省鎮江市南徐大道60号 商務A区B座10階	212000	0511-80821079
8	中国（塩城）知的財産権維持支援センター	塩城市解放南路138号	224005	0515-89029413
9	南京市知的財産権維持支援センター	南京市団結路98号 揚子科創センターB座	210032	025-58187562

知的財産権維持支援センターは権利所有者に以下の権利維持サービスを提供できる。

- (1) 知的財産権の法律法規、権利の承認確認手順および法的地位、紛争処理方法、証拠収集方法などに関連するコンサルティングおよびガイダンスサービスを提供する。
- (2) 知的財産権の公共福祉セミナーおよびトレーニングを提供する。
- (3) 知的財産権侵害の判断のための参考意見を提供する。
- (4) 重大な公的知的財産権紛争または衝突に解決またはアドバイスを提供する。
- (5) 公的研究開発、経済と貿易、投資、技術移転、または知的財産権の対外譲渡などの活動に分析と早期警告を提供する。
- (6) 展示会、見本市、大規模なスポーツイベント、イノベーションと起業イベント、文化活動などにオンラインなどの権利維持支援

36 サービスを提供する。

(7) 知的財産権の行政執行、行政裁決、司法保護、仲裁および調停、信用システムの構築などに技術支援を提供し、知的財産権の情報利用および文化的宣伝に奉仕する。

2021